

令和 年 月 日

津山市長 谷口圭三 殿

所在地
商号又は名称
代表者

印

津山市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、津山市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、津山市水道局が行う公共工事その他の局の事務、事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の津山市水道局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、津山市水道局が岡山県警等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 以下の者が条例第2条に規定する暴力団員等でないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
 - 法人である場合 代表者及び役員
 - 個人事業主である場合 代表者
 - 個人である場合 個人本人
- 1の各号に該当するものが暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 津山市の発注する公共工事その他市の事務、事業において、1、2、3及び4を満たす者のみを下請負人とする。
- 条例第4条、第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。

以上

津山市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民（市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。）及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）をいう。
- (5) 関係団体 暴力団対策法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民等、県、警察、関係団体その他関係行政機関と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図り取組むことができるよう、市民等に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 暴力団の排除の重要性についての理解を深めるための広報及び啓発
- (2) 暴力団の排除のための活動に必要な情報の提供及び助言
- (3) 暴力団の排除のための活動に取組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対する保護措置（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第11条に規定する保護措置をいう。）の警察本部長への要請

（公共工事等における措置）

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。